

1. 件 名：中国電力株式会社島根原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正について

2. 日 時：令和5年9月14日 11:00～11:30

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁

緊急事案対策室

反町専門職、嶋崎専門官、酒井専門職

監視情報課

竹田専門官、友岡

島根原子力規制事務所

佐田専門官

中国電力株式会社

電源事業本部（原子力運営）マネージャー 他7名

5. 要 旨

中国電力株式会社から、同社島根原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正について、資料1に基づき、以下の修正内容に関する説明があった。

- ・オンサイト医療の反映に伴う修正
- ・ガスタービン発電機の設置完了に伴う修正
- ・通報様式の修正
- ・その他、記載の適正化 など

原子力規制庁から、以下についてコメントし、中国電力株式会社から、反映を検討する旨回答があった。

- ・事業者防災計画の「第9節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動」の規定において、理解活動の内容の項目として、「原子力発電所の状況に応じた緊急事態の区分の考え方」の追加を検討すること。

6. その他

配布資料：

資料1 島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について（中国電力株式会社）

資料 2 島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画修正前後比較表（中国電力株式会社）